

社会保障審議会 介護保険部会(第77回)	参考資料1-1
令和元年5月23日	

## 介護納付金算定に係る事務誤り事案に関する対応について

平成31年4月22日  
厚生労働省老健局

今般の介護納付金算定に係る事務誤りにおいては、今年度、健保組合等において予備費・準備金の活用や納付猶予等の対応に係るご負担をおかけすることとなり、制度を所管する立場として極めて遺憾であり、非常に重く受け止めております。

本年4月9日、今般の事案の概要、主な経過、原因、再発防止及び健保組合等や介護保険財政への影響について別添のとおり整理したところです。厚生労働大臣から担当部局（老健局）及び支払基金（理事長）の双方に対して、厳しい注意とともに正確で丁寧な事務の遂行を徹底するよう指導がありました。

これを受けて、4月9日の整理に盛り込まれた内容の具体化に向けて、以下のとおり取組を進めてまいります。

なお、並行して、支払基金においても、対応方針を取りまとめることとしています。

### 1. 健保組合等への具体的な対応

#### 【基本認識】

健保組合等において、今年度の予算において十分な余裕をもって予算を組んでいる場合を除き、不足分を手当てする必要性が生じます。そのための方策として、以下の選択肢をお示しし、今年度の保険料水準に影響を及ぼすことなく対応できることといたしました。

- ① 予備費や準備金の活用
- ② 介護保険法における納付猶予の活用
- ③ ①と②を組み合わせる方法

#### 【今般の対応】

健保組合等における選択肢の活用に向けた具体的な検討に資するよう、4月9日の整理においてお示した、健保組合等の選択肢について、具体的な活用方法を健保組合等にお示しました（4月16日）。

- ・ 予備費、準備金、納付猶予のそれぞれについて、必要となる健保組合等の内部手続等を提示
- ・ 準備金の活用がしやすくなるよう、法定準備金の水準を緩和（今年度の納付に充てるため、一時的に法定準備金の水準を下回ることを許容）
- ・ 納付猶予の活用がしやすくなるよう、納付猶予の対象期間（月ごとの設定も可能）、申請期限（遡及も可能）等を提示

あわせて、これらの選択肢の活用方法について、健保組合等からの相談に応じる相談窓口

を設置しました（4月17日）。特に、納付猶予については活用した経験がない健保組合等が大半となりますので、どのような猶予が可能か、どのような手続をとればよいのか等、個別のご相談に丁寧に対応してまいります。

今般健保組合等に対してお示した、①予備費や準備金の活用、②納付猶予の活用、③①②を組み合わせる方法、による具体的な対応状況についても、相談体制の中で定期的に件数を把握する予定です。

また、全体的な状況は、通常6月から7月にかけて開催される健保組合等の理事会・組合会の状況を踏まえてとりまとめる予定です。

## 2. 再発防止に向けた具体的な対応

### 【基本認識】

老健局においては、支払基金から一報があった1月23日に、

- ・当該情報が課内や局内で共有されず、上司も実務を担当者任せにしていたこと、
- ・担当者は係数が上がることによる保険者実務への影響を十分に認識せず、上司・幹部に情報が上がらなかったこと、
- ・支払基金との間の意思疎通が十分に図られなかったこと

等の問題がありました。

また、この時点で、「参考値」に基づいて次年度の予算編成を行う健保組合等に対して、まず周知すべきでありました。

これらを受けて、再発防止策として、

- ① 業務ラインにおける日常的な情報共有の徹底、
- ② 制度運営への影響がよく分からない事象を把握した際の幹部への速やかな報告、
- ③ 支払基金との担当者同士等の日常的な意思疎通を図ること

の徹底を掲げました。

### 【今般の対応】

再発防止策について、できるだけ早期に具体化し、方針を得られたものから速やかに実行してまいります。

#### (1) 日常的な情報共有・幹部への速やかな報告

今般の事案では、係数が上がることによる保険者実務への影響度の認識が十分でなかったこと、上司も担当者任せにしていたことが把握されています。限られた人員・体制の中で、日常的な情報共有と速やかな幹部への報告を機能させるためには、

- ・業務運営の中で、誤りや漏れがあった場合に生じ得るリスクは何か、
- ・生じ得るリスクに対して、リスクの度合いに応じて、どのように対応するのか、事前に組織内で共有されていることが必要となります。

このため、老健局において、幹部職員が中心となって以下の点を明確化し、業務ラインの職員と共有することとします。その上で、日常的な情報共有と幹部への速やかな報告を徹底します。

あわせて、報告を受けた幹部職員は、事案の内容・性質に応じて省内幹部に報告するとともに、事案の正確な概要と一定の対応方針を速やかに得て、関係者に周知するほか、幅広い国民に影響が及び得る事案は公表する取扱いを徹底します。

① 各課室・業務ラインごとに、「生じ得るリスク」を事前に具体的に特定・共有

- ・業務・情報ごとに、節目となる時期とその時期の業務の内容
- ・業務・情報ごとに、当該業務・情報に誤りや漏れがあった場合に、誰にどのようなリスクが生じ得るのか

② リスクに対応するための意思決定のレベル・内容・方法を整理

- ・生じ得るリスクに対し、何をどのレベルまで報告するのか
- ・誤り防止のため、確認すべきポイント・指標が何か

※ 今般の介護納付金に係る参考値については、11月末までに各健保組合等の被保険者数が健保組合等から支払基金に、12月末までにそれを基に計算した「参考値」が支払基金から老健局に、それぞれ提供されます。(また、翌年3月に「確定値」が支払基金から老健局に提供されます。)

この「参考値」が誤って設定されると、それに基づき健保組合等の予算において介護保険料率が過大又は過少に設定され、医療保険者及び事業主・加入者に影響が及びます。このため、「参考値」に誤りがあれば、健保組合等の保険料率に影響するため直ちに局長・課長に報告すべきことを予め定め、共有します。(「確定値」に誤りがあった場合も同様)

(2) 支払基金との意思疎通

「支払基金との日常的な意思疎通の徹底」を図るため、介護納付金に関する業務の特質(※)を踏まえ、以下の取組を行います。

※介護と医療にまたがること(老健局・支払基金が健保組合等の現状、意向等を十分に汲み取れていない)、健保組合等が年末から短期間で保険料率・予算に反映を求められること等

① 支払基金との事務レベルでの定期的な打合せの実施

② 老健局長・支払基金理事長のハイレベル会合(12月末、3月末)

老健局・支払基金双方の責任者が「参考値」「確定値」の決定プロセスに明示的にコミットすることにより、双方の幹部に必ず上がり、慎重な確認・チェックが担保されることとなります。

③ 老健局・支払基金・医療保険者の事務レベル会合（関係者と実施に向けて検討）

「参考値」は、例年「確定値」との間で一定の誤差がありますが、老健局・支払基金のみならず、健保組合等も実務的に参画することにより、算出の精緻化を図ります。

財政規模で約10兆円にのぼる介護保険制度の運営を預かる責任を全うできるよう、幹部職員の責任の下、今般の事案への直接の対応にとどまらず、これからも日々の業務の見直し・改善を継続し、方針を得たものから実行に移してまいります。

(別添)

## 本年度の介護納付金算定に係る事務誤り事案について

平成 31 年 4 月 9 日  
厚生労働省

### 1. 概要

- 健保組合等の医療保険者は、毎年度、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が設定する係数に基づき、介護納付金額とそれに応じた介護保険料率を予算で決定している。
- 医療保険者の予算編成に間に合わせるために、年度末に告示で示す係数の「確定値」とは別に、年末に係数の「参考値」を提示している。今回、支払基金が設定した「参考値」の一部に誤りがあった。
- 具体的には、2017 年度の介護納付金の確定に用いる被保険者数について、誤って 2019 年度の被保険者数を用いた結果、一人当たりの介護納付金額が低く設定された。このため、健保組合等が組んだ予算の中で想定している水準より介護納付金額が上回ることとなった。

$$2019 \text{ 年度納付金} = 2019 \text{ 年度概算納付額} + \underbrace{(2017 \text{ 年度確定納付額} - 2017 \text{ 年度概算納付額})}_{2017 \text{ 年度の精算額} \quad \square: \text{ここに今回誤りがあった}}$$

- このため、健保組合等の一部において 2019 年度予算での予備費や準備金の活用あるいは翌年度への納付猶予という余分な手間をおかけすることになった。
- 介護保険制度を所管する厚生労働省として、このような事態を招いたことは極めて遺憾である。

## 2. 経過、原因、再発防止

### (1) 経過、原因

○確認された主な経過は以下のとおり。この中で特に節目となるのが、①昨年末の「参考値」の設定、②支払基金から一報があった1月23日である。

H30.12 支払基金が、平成31年度の医療保険者の介護納付金の算定に必要な係数について算出

H30.12.27(木) 老健局介護保険計画課から医療保険者に対し、予算編成に用いる「参考値」として文書で連絡

医療保険者は、この「参考値」を基に納付金額を含む予算案を作成し、多くの場合、1～2月に理事会・組合会を開催し予算を決定する。

H31.1.23(水) 支払基金(担当係長)より介護保険計画課(担当係長)に対し、電話にて「参考値」の一部について、誤りがあり、納付金額の基となる一人当たり年間負担額が2,000円程度増額の可能性がある旨連絡あり。介護保険計画課(担当係長)は、確定した数値を報告するよう指示。

H31.3.6(水) 支払基金(担当課長等)が介護保険計画課(課長補佐等)に対し、以下のとおり報告

- ・ 「参考値」の一つに計算誤りがあったこと
- ・ 原因は2017年度の介護納付金の確定に用いる健保組合等の被保険者数に、誤って2019年度の数値を用いたこと
- ・ 1月23日に「参考値」の一つに誤りがあった旨介護保険計画課(担当係長)に報告したこと

※3.5に支払基金(担当係長)が介護保険計画課(担当係長)に確定値を一報  
※3.8に支払基金(部長等)が介護保険計画課(課長等)に報告

H31.3.29(金) 厚生労働省が係数の確定値について告示。健保組合に対し、この係数の確定値と今後の対応策について事務連絡を発出。

○ 上記の経過の中で、以下の問題があったと考える。

①昨年末の「参考値」の設定に際して、支払基金が事務誤りをしたこと。

支払基金においては、ダブルチェック体制を敷き、それを実施していたが、十分に機能せず、誤りを見つけることができなかった。

②1月23日の支払基金からの第一報が然るべきレベル及び方法で報告されず、担当者の電話により行われたこと。また、それを受けた厚生労働省の担当者は、その情報を課内や局内で共有せず、上司もこうした実務を担当者任せにしていた結果、厚生労働省として「参考値」を修正して医療保険

者に示す段取りをとることができなかったこと。

支払基金、厚生労働省の双方の担当者は、係数が上がることによる保険者実務への影響度を十分に認識せず、そのため、上司や幹部にも情報が上がらなかった。加えて、両者間で意思疎通が十分に図られていなかった。

- こうしたことから、結果的に厚生労働省の上司等がこの問題を知るに至ったのは3月6日以降となった。この時点以降、介護保険制度の円滑な運営のため、納付金を支払う健保組合等の2019年度予算に大きな影響を与えないよう、どのような対応がとり得るかの検討を行った。

## (2) 再発防止

- 以上の経過等を踏まえ、再発防止策として、
  - ① 支払基金においては、
    - ・ ダブルチェックの実効性を向上させるため、作業マニュアルの再整備やダブルチェックのやり方の見直しを行う
    - ・ 事故や想定外の事態が起こった場合に情報を報告し、一元的に集約する仕組みを作り、幹部レベルで判断や指示を行えるようにする
    - ・ 担当者同士等において、厚生労働省と日常的な意思疎通を図ることが強く求められる。
  - ② 厚生労働省においては、
    - ・ 業務ラインにおいて日常的な情報共有の徹底
    - ・ 制度運営に影響を与える可能性があることや影響の程度がよく分からない事象を把握したときは、勝手に判断せず、必ず速やかに幹部に報告する習慣の徹底
    - ・ 担当者同士等において、支払基金と日常的な意思疎通を図ることを徹底する。
- また、こうした経過等を踏まえ、本日、厚生労働大臣から担当部局（老健局長）と支払基金（理事長）の双方に対し、厳しく注意するとともに、正確で丁寧な事務の遂行の徹底を指導した。

### 3. 本事業による影響

○ 2019 年度において、健保組合等が納付すべき介護納付金は、本人・事業主それぞれ 1 人当たり月額平均 3027 円の保険料相当額で賄われることとなっている。それに対し、昨年末に設定された「参考値」を用いた場合、健保組合等は、被保険者本人の保険料相当額に換算して月額平均約 55 円少ない想定の下で予算を組んでいると見込まれる（計算上の差額の総額：最大約 200 億円）。

※ なお、協会けんぽは自ら係数を算出していること、国保は「参考値」の誤りが被用者保険に関するものであったことから、こうした状況にはなく、問題は生じない。

○ このため、健保組合等においては、十分な余裕をもって予算を組んでいる場合を除き、不足分を手当てする必要がある。そのための方策として、

- ① 予備費や準備金の活用
- ② 介護保険法における納付猶予の活用
- ③ ①と②を組み合わせる方法

により、対応できるようにしたところである。いずれのケースにおいても、今年度の保険料水準への影響を及ぼさずにすむこととなっている。

○ 上記の方法の活用等についての健保組合等からの個別の相談に丁寧に対応するとともに、活用状況について把握する。

○ 介護保険を運営する保険者（市町村）にとっては、2019 年度において、約 2.9 兆円の交付金が介護納付金を基に交付されることとなっており、上記のような医療保険者への対応を通じて「確定値」に基づく納付金の納付を促すとともに、必要に応じて、2018 年度決算のために積み立てている剰余金（1700 億円程度の見込み）を活用できることから、交付金は全額確保される。このため、介護保険財政への影響は生じないと考えている。



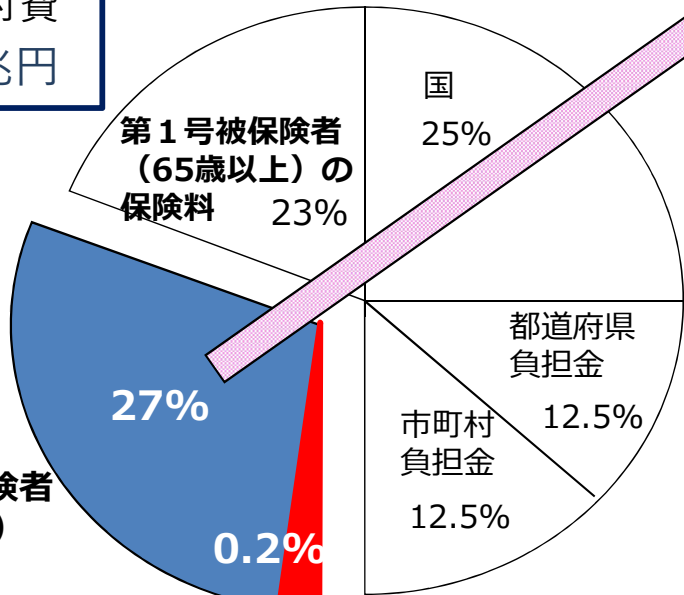
# 介護保険の第2号保険料の仕組み

本事案の計算上の差額の総額最大約**200億円**は、

- 介護給付費 **10.8兆円**の約**0.2%**
- 第2号保険料 **2.9兆円**の約**0.7%**

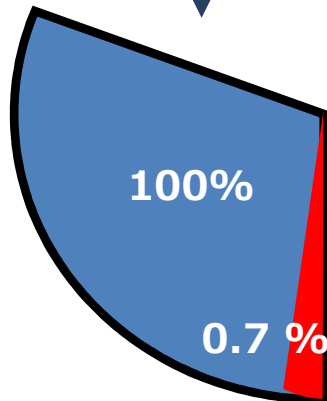
第2号被保険者一人あたりの**保険料額を計算**

介護給付費  
**10.8兆円**



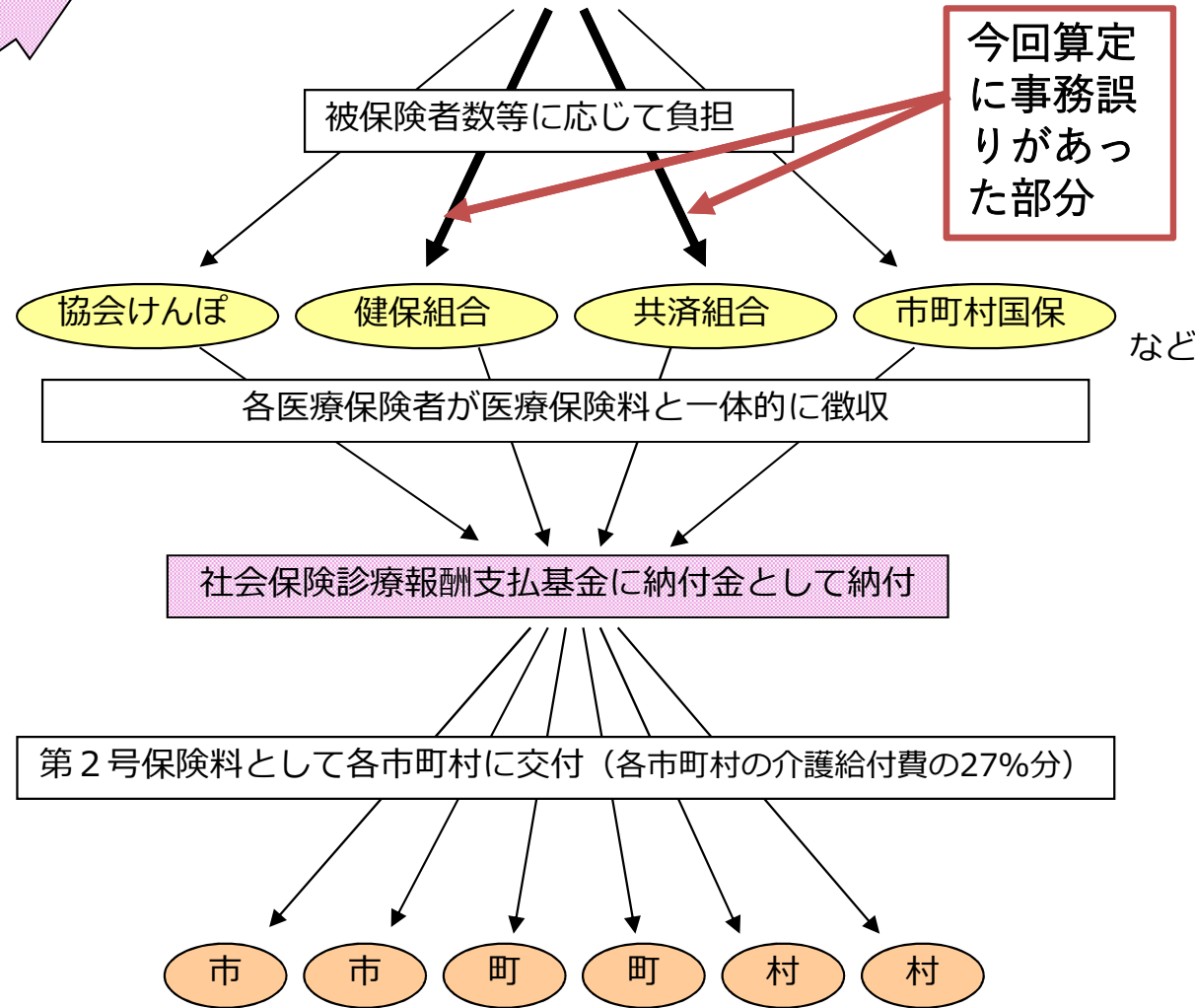
第2号被保険者  
(40-64歳)  
の保険料

第2号保険料  
**2.9兆円**



計算上の差額の総額  
最大約**200億円**

今回算定  
に事務誤り  
があった部分



## 介護納付金の算定の仕組み

### 【プロセス】

12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払基金が、平成31年度の医療保険者の介護納付金の算定に必要な係数について算出</li> <li>この係数について、介護保険計画課から医療保険者に対し、予算編成に用いる「参考値」として文書で連絡</li> </ul>
1～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険者は、この「参考値」を基に納付金額を含む予算案を作成し、理事会・組合会を開催し予算を決定</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払基金が、平成31年度の医療保険者の介護納付金の算定に必要な係数について「確定値」を算出</li> <li>この係数について、介護保険計画課から医療保険者に対し、「確定値」として文書で連絡</li> </ul>

### 【介護納付金の算定に必要な係数】

$$2019年度納付金 = 2019年度概算納付額 + (2017年度確定納付額 - 2017年度概算納付額)$$

- 上記の計算をするために下記の諸係数が必要。このうち、⑧について事務誤り。

係数	参考値	確定値
① 概算納付金と確定納付金の差額により生じる利息等の額に係る算定率	0.00271674	0.00310991
② 標準給付費等の伸び率		1.16551582
③ 第2号被保険者見込数の伸び率	0.99605354	0.99605354
④ 被用者保険等保険者以外の医療保険者に係る第2号被保険者一人当たり負担見込額	71,900	71,875
⑤ 第2号被保険者一人当たり負担額	64,800	64,768
⑥ 総報酬割確定負担率	0.00785308	0.00785293
⑦ 補正後第2号被保険者一人当たり負担調整額	1,252	1,286
⑧ 被用者保険等保険者に係る補正後第2号被保険者一人当たり負担額	63,500	65,489
⑨ 総報酬割概算負担率	0.01255804	0.01276693
⑩ 補正後第2号被保険者一人当たり負担調整見込額	773	837
⑪ 特定第2号被保険者数の見込率		
・ 全国健康保険協会の被保険者（船員保険法の規定による被保険者及び健康保険法の規定による日雇特例被保険者以外の被保険者）	0.02015748	0.02015748
・ 全国健康保険協会の被保険者（船員保険法の規定による被保険者）	0.00980110	0.00980110
・ 健康保険組合の被保険者	0.00165710	0.00165710
・ 被用者保険等保険者である国民健康保険組合の被保険者	0.00150265	0.00150265
・ 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の被保険者	0.00021159	0.00021159
⑫ 被用者保険等保険者に係る補正後第2号被保険者一人当たり負担見込額	72,700	72,653

## 再発防止策公表後の対応について

## ○ 健保組合等への対応

- ・ 厚生労働省・支払基金において相談窓口を設置（4月17日）
- ・ 健保組合等からの相談実績は、5月17日までで155件  
※ 155件の内訳：本省4件、地方厚生局90件、支払基金61件

## ○ 支払基金との連携強化等

- ・ 介護納付金に係る「参考値」算定の精緻化を図るための事務レベル会合開催に向けて、健保連等に参画要請（5月15日）
- ・ 介護納付金の業務に係る老健局・支払基金の合同研修の実施（5月17日）